

●香川県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年5月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成19年5月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺多度津線（25号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市金蔵寺町字六条1290番2 地先から 仲多度郡多度津町大通り1015番1 地先まで	前	6.0~48.8	3,527	国道319号線 (善通寺バイパス) 改築工事完成に伴う旧道の 県道移管
善通寺市生野町字原477番1地先 から 仲多度郡多度津町大通り1015番1 地先まで	後	6.0~60.0	7,137	

- 4 供用開始の期日 平成19年5月1日